

指定（介護予防）福祉用具貸与理由書

（あて先）三豊市長

医師の医学的所見に基づき、下記利用者の居宅（介護予防）サービス計画に指定（介護予防）福祉用具貸与を位置付けることについて、以下のとおり届出します。

届出日 令和 年 月 日

居宅介護支援事業所名

担当者氏名

㊞

被保険者番号		被保険者氏名	
住 所	〒 ー 電話（ ）		
生年月日	M・T・S 年 月 日（ 歳）		
要介護度等	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 申請中		
認定有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
認定調査実施日	年 月 日		

【必要な福祉用具の種類】 ※必要な貸与品目に○を付けること。

	福 祉 用 具 種 目	商 品 名
	車いす及び車いす付属品	
	特殊寝台及び特殊寝台付属品	
	床ずれ防止用具及び体位変換器	
	認知症老人徘徊感知機器	
	移動用リフト（段差解消機を除く）	
	自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）	

【医師の医学的所見／サービス担当者会議の開催状況等】

医師の医学的所見 ※原因となる疾病名及び具体的状態像については、診断書等の添付に替えても可	確 認 日	
	主 治 医 氏 名	
	医 療 機 関 名	
	【例外的貸与基準の該当性】 <u>該当するものにチェックすること</u> <input type="checkbox"/> 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間によって、頻繁に95号告示第25号のイに該当する者 <input type="checkbox"/> 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに95号告示第25号のイに該当することが確実に見込まれる者 <input type="checkbox"/> 疾病その他の要因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から95号告示第25号のイに該当すると判断される者 【原因となる疾病等】 【当該利用者の具体的状態像】	

サービス担当者会議 の意見	【サービス担当者会議開催日】 令和 年 月 日
	【ケアプラン作成担当者】 氏 名 () 所属事業所名 () (注) ケアプラン作成担当者は、要支援者でケアプランの原案作成を委託している場合は、委託先のケアマネジャーについて記載すること。
	【サービス担当者会議出席者】 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族、同居人 <input type="checkbox"/> 主治医 <input type="checkbox"/> 福祉用具専門相談員 <input type="checkbox"/> ケアプラン作成担当者 <input type="checkbox"/> サービス提供事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()
	【福祉用具相談員の意見】 福祉用具専門相談員氏名 () 所属福祉用具貸与事業所名 ()
	【サービス担当者の意見の要約】
	【本人・家族の意向】
主治医から得た情報やサービス担当者会議等の結果を踏まえたケアプラン作成担当者の意見	

- (注) 1. 本理由書は、認定の更新又は要支援・要介護状態区分の変更があった場合には、再度作成し提出すること。
2. 本理由書は、三豊市長に介護サービス利用受付票と併せて提出するとともに、その写しをサービス担当者会議の記録とともに、居宅介護（介護予防）支援事業所において保管しておくこと。

福祉用具の種目	95号告示第25号のイ
(1) 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に <u>歩行が困難</u> な者 (二) <u>日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者</u>
(2) 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に <u>起きあがり</u> が困難な者 (二) 日常的に <u>寝返り</u> が困難な者
(3) 床ずれ防止用具及び 体位変換器	日常的に <u>寝返り</u> が困難な者
(4) 認知症老人徘徊感知 機器	次のいずれにも該当する者 (一) <u>意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者</u> (二) <u>移動において全介助を必要としない者</u>
(5) 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に <u>立ち上がり</u> が困難な者 (二) <u>移乗が一部介助又は全介助を必要とする者</u> (三) <u>生活環境において段差の解消が必要と認められる者</u>
(6) 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便において全介助を必要とする者。 (二) 移乗において全介助を必要とする者。